

故佐川一信氏の最高裁判決に寄せて

茨城県議会議員 海野 隆

昨年十月二十一日、新聞に小さな裁判記事が掲載された。一九九三年に前水戸市長の佐川一信氏が日本経済新聞社を相手に提訴した「謝罪文掲載等請求事件」が十月二十日、最高裁判所において確定したという内容である。結果は、上告棄却。原告勝訴の一番の水戸地裁、二審の東京高裁の判決が支持されたものであった。

判決が確定したことにより、被告の日経新聞社は「名誉棄損したこと」により慰謝料として百万円を支払うことになった。この裁判については、翌日の同紙が「メディアの実態に対する認識不足」という立場から、最高裁判決に批判的な中央大学法学部堀部政男教授のコメントを掲載した。また解説記事でも「報道記事掲載に当たり名誉棄損に当たるかどうかが明確な予測し得るような基準が求められ」として自らの主張の正当性を説いている。

しかし、記事掲載までの取材対象者や裏付け、経緯などについての報告や検証は一切行われていない。これでは日経新聞社がなぜ敗訴したのか、「一般の読者の普通の注意と読み方」では良く分からない。この裁判事件の全体については水戸地裁判決後「判例時報一五七三号」に紹介・掲載されている。

最高裁判決は「日本経済新聞社が掲載した記事によって、佐川氏は知事選挙候補者としての適格性を著しく棄損された」と認定したことになる。この裁判を提訴した佐川氏の思いは、単に「佐川個人の名誉が傷つけられた」という個人の名誉の回復だけを求めたのではない。この記事によつて有権者の判断が損なわれたのではないかといい、いわば民主主義における選挙の正当性に対する、言い換えれば社会正義の回復を裁判という形で改めて問いかけ直したものといえる。

水戸地裁における一審判決は、このことを「いうまでもなく新聞社をはじめとする報道機関は、報道の自由を保障されており、これは憲法の保障する基本的人権の一つとして深く尊重されなければならないものであるが、これをその果たす役割の面から見ると、報道の自由は、わが憲法が定める民主主義を支える大きな柱として重要な機能を果たしている。すなわち、国民は権力によつて規制を受けない自由な立場の報道機関から伝達される情報を得ることによって、初めて自己の参政権を正しく行使することができる。(中略)選挙期間中において、報道機関が立候補者の適格性などの有権者の投票行動に影響を及ぼしかねない事実を報道するときは、その正確性には格別の注意を要し、真実を正確に伝えるべく、表現方法についても読者に誤解を与えることのないよう細心の注意を払う義務がある」と述べている。

県内の選挙、特に首長選挙において、違法文書や怪文書はつきものといわれるほどである。私自身も怪文書なるものを出された経験がある。出所不明、出所があつても実在しない、大抵は東京など遠隔地から発送される。反論の機会を与えないように投票日一、二日

前に届く。全くの事実無根から、そうかもしれないなどと想像をたくましくしてしまうものなど、実にさまざまなものがある。威力を発揮することも多い。「怪文書の研究」などという研究書も出版されているほどである。

佐川氏の命日に当たる十一月十九日、水戸市河田町に私立図書館「佐川文庫」が開館した。佐川氏は生前、自宅に同じ名称の私設図書館を設けて、地域の子供たちに開放していた。その遺志を継いだ親族によってつくられたものである。

佐川氏に、水戸市長在任中の業績について質問したことがある。真つ先に挙げたものは図書館行政についてであった。東部図書館と西部図書館の整備と公民館図書室のネットワークの完成を誇りしていると語ったことをよく覚えている。自身の著書でも触れているが、取り分けて言語や文字文化について関心が高く思い入れも深いように感じた。

先日、水戸市内で「佐川一信対日本経済新聞社、最高裁判決をひもとく学習する会」という集まりがあった。県都水戸市の市長として佐川氏は、自治官僚に対抗して県知事選挙を戦うという前代未聞の「たった一人の反乱」を起こした。この一点で多様多彩な県民有志がこれにこたえ、佐川氏を中心として、先の長野や栃木の知事選挙の先駆けともいうべき、ボランティア選挙を展開した。(集会の案内文要旨)

選挙戦終盤、在京報道各社の事前予測報道で「佐川氏有利」という報道が一斉に報じられた直後、佐川氏をゼネコン疑惑と結びつけて中傷する多くの違法ビラ、怪文書が大量に出回る。水戸芸術館の建設に関わる「ゼネコン疑惑」を暗示した日経紙の報道は、最後まで

踏みとどまっていた多くの県民各層に「あの人もか」という決定的な動揺を与え、きん差で佐川氏が敗れる結果につながる少なからぬ要因になったと指摘する向きもある。

集まりには、佐川氏に縁のある多くの人々が出席された。遺志を継いで裁判承継人となった遺族、「水戸市民の会」を共に担われた人々、市長在任中に仕事を共にされた人々、故人と同時期に首長として地方自治を担われた人々、水戸市の先進的な地方行政から刺激を受け学んだ近隣の自治体議員、そして水戸市を「市民都市」とするべき、佐川氏の戦友ともいうべき市民など多彩な顔ぶれだった。それぞれの立場からの報告があり、また発言もあった。

佐川氏は知事選挙後に再び体調を崩され、病床で「今一番何をしたいか」と聞かれ、「種をまきたい」と答えていたという。もともと野菜の種をまいて育てるのが好きだったと聞く。佐川氏は知事選挙後に、「自分に続く若い人を育てたい」と茨城フォーラムという地方自治の勉強会を主催した。「政治や行政は理論それ自体でなく現実的な解決能力が問われている」から、後に続く後継者を育てようとしたのである。私自身も自分の主催する勉強会で、佐川氏に講師をお願いしたことがある。後になって、佐川氏が病院から抜け出しながら来てくれたことを知った。「種をまき」「人を育てた」のである。今でも地方自治を考える時、佐川氏の『水戸発・地方からの改革』(日本評論社)をよく手にする。

集まりでは、それぞれが佐川氏を思い向き合った。市民都市の創造を目指して、佐川氏とともに成し遂げたもの成し遂げられなかったものについて、新たな「市民からの出発」について思いをさせたのである。

手元に七年前の朝日新聞の社説がある。知事選挙直後の新聞である。「官庁出身の知事は二十五人、政府関係機関と合わせると二十七人にもなる。現在官庁出身の副知事は二十三人、総務部長は二十九人もおり、官僚の地方支配が極まった感じた。官庁出身の知事が半数以上を占めるようになったこの時点で、安易に官僚上がりに頼る候補者選びのあり方を各党は反省する必要があると思う。心配なのは官庁出身者を、政党がこぞって推す総与党化現象である。多数の党の推薦で当選すれば、緊張感が薄れ腐敗の下地もできると書いている。」

今日の状況と何と似ていることか。せめて、緊張感が薄れないように、腐敗が起きないように監視を強めたい。

2001. 1. 14